

# 青森県報

第四百九十二号

令和四年  
八月一日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

○生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
○右 同	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	三
○右 同	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
○右 同	(同)	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の名称変更の届出	(同)	五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出

(同) 五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出

(同) 六

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出

(同) 六

○右 同

(同) 七

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定

(障害福祉課) 七

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

(建築住宅課) 八

## 公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請

(構造政策課) 八

○建設業者の許可の取消し

(監理課) 八

## 告 示

### 青森県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人東厚 会	三沢市中央町 九丁目三の一	社会福祉法人 平川市社会福 祉協議会	平川市柏木町 藤山一六の一	居宅介護 事業の種 類	地域密着 介護通所介 護	名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類	名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業所	指 定 年 月 日

青森県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人東厚 会	三沢市中央町 九丁目三の一	社会福祉法人 平川市社会福 祉協議会	平川市柏木町 藤山一六の一	介護予 防事業の種 類	第一号通 所事業	名称	主たる事務 所の所在地	介護予 防事業の種 類	名称	主たる事務 所の所在地	介護予 防事業所	指 定 年 月 日

青森県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
有限会社 かずさ	社会福祉 法人伸康 会	三戸郡西上 町九の六 一	三戸郡西上 町九の六 一	三戸郡西上 町九の六 一	三戸郡西上 町九の六 一	居宅介護 事業の種 類
〃	〃	〃	〃	〃	〃	居宅介護 事業の種 類
ヘルパー ズセンター か	ヘルパー ズセンター いかち	三戸郡西上 町九の六 一	三戸郡西上 町九の六 一	三戸郡西上 町九の六 一	三戸郡西上 町九の六 一	居宅介護 事業所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	変 更 年 月 日

青森県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区 分	
社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	名称	介護予防・日常生活支援事業者
弘前市大字石田一丁目二番一	弘前市大字石田一丁目二番一	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援の種類
ホームライフ弘前	ホームライフ弘前	名称	介護予防・日常生活支援事業所
弘前市大字桔梗野五丁目一の一	弘前市大字桔梗野五丁目一の一	所在地	変更年月日
令和四・四・一	令和四・四・一		

青森県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分		変更年月日	
名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所
主たる事務所の所在地		所在地	

青森県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後
社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会
東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二
外ヶ浜町社協居宅介護支援事業所	外ヶ浜町社協居宅介護支援事業所
東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二
令和四・四・一	令和四・四・一

青森県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	株式会社はあとふる	名称	訪問看護ステーションはあとふる	令和四・四・一
主たる事務所の所在地	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	所在地	上北郡七戸町字館野三六の一	
居宅介護の種類	訪問看護	居宅介護の種類	訪問看護	
名称	社会福祉法人弘前豊徳会	名称	デイサービスセンター弘前	
主たる事務所の所在地	弘前市大字大川一〇中桜川一八の一	所在地	弘前市大字藤野二丁目六の一	
居宅介護の種類	通所介護	居宅介護の種類	訪問介護	
名称	社会福祉法人七峰会	名称	サンアップセンター	
主たる事務所の所在地	弘前市大字下白銀町二一の八	所在地	弘前市大字高杉一字山下二九八の一	
居宅介護の種類	訪問介護	居宅介護の種類	訪問介護	

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 はあとふる	主たる事務所の 所在地	介護予防 事業の種類	介護予防事業所 名 称	休 年 月 日 止
上北郡七戸町字 蛇坂一三の一	訪問看護 サービス はあとふる	訪問看護 サービス はあとふる	上北郡七戸町字 館野三六の一	令和 四・四・一

青森県告示第四百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防・日常生活 支援事業者	主たる事務所の 所在地	介護予防 事業の種類	介護予防・日常生活 支援事業者 名 称	休 年 月 日 止
社会福祉法人 七峰会	弘前市大字下 白銀町二一の一	訪問介護 相当サービス	サンアップ センター	令和 四・四・一

青森県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社エ コー	主たる事務所の 所在地	居宅介護 事業の種類	居宅介護事業所 名 称	廃 年 月 日 止
東條方厚	三沢市中央町 九丁目三の一	居宅療養 管理指導	デイサービス 「つどい」	令和 四・四・三〇

青森県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	主たる事務所の 所在地	介護予防 事業の種類	介護予防事業所 名 称	廃 年 月 日 止
東條方厚	三沢市中央町 九丁目三の一	居宅療養 管理指導	CENTRO CLINICAL	令和 四・四・三〇

青森県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社エコー	名称	支介護予防・日常生活
	主たる事務所の所在地	業 者
十和田市東一番町六の五一	通所型サービス	介護予防生活・日常生活支援
サービス	名 称	支介護予防・日常生活
デイサービス「つどい」	所 在 地	業 所
十和田市大字三本木字一本木沢一九の一	令和四年八月一日	廃止年月日
令和四年八月一日		

青森県告示第四百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
社会福祉法人伸康会	弘前市大字石田一丁目二番	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
訪問介護	訪問介護		
変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 所
ホームライフ弘前	弘前市大字桔梗野五丁目一五番	所 在 地	変 更 年 月 日
令和四年八月一日			

変更後	変更前
梶株式会社	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二
〃	〃
ヘルパーセンターさしかち	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二
〃	〃
黒石市牡丹平字福民西七四の二二	〃

青森県告示第四百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	支 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 事 業 者
社会福祉法人伸康会	弘前市大字石田一丁目二番	主たる事務所の所在地	介護予防生活・日常生活支援の種類
訪問型サービス	訪問型サービス		
変更後	変更前	区 分	
		名 称	支 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 事 業 所
ホームライフ弘前	弘前市大字桔梗野五丁目一五番	所 在 地	変 更 年 月 日
令和四年八月一日			

青森県告示第四百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉協議会 人外ヶ浜町 社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	令和 四・四・一
	外ヶ浜町社協居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	所在地	

青森県告示第四百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名称	居宅介護事業所	休止年月日
主たる事務所の所在地			所在地		

青森県告示第四百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 人七峰会	弘前市大字大川一〇八の八 銀町二一の八	通所介護	デイサービスセンター きらら弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	令和 四・四・一
		訪問介護	サンアップセンター ヘルパー	弘前市大字高杉一字山下二九八の一	

青森県告示第四百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活

名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業の種類	名称	所在地	休止年月日
社会福祉法人 七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	訪問介護 相当サービ ス	サンアップセンター ヘルパーセン ター	弘前市大字高杉字山下二九八の一	令和 四・四・一

保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

東條方厚	株式会社エコー	居宅介護事業者		東條方厚	三沢市中央町九丁目三の一	居宅療養管理指導	通所介護	居宅介護の種類	居宅介護事業所		令和四年八月一日
		主たる事務所の所在地	名 称						所在地	年月日	
		十和田市東一番町六の五一	名 称	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一							
			名 称	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一							
			所在地	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一							
			年月日	令和四年八月一日							

青森県告示第四百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

東條方厚	名称	介護予防事業者		東條方厚	三沢市中央町九丁目三の一	居宅療養管理指導	介護予防の種類	介護予防事業所		令和四年八月一日
		主たる事務所の所在地	名 称					所在地	年月日	
		十和田市東一番町六の五一	名 称	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一						
			名 称	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一						
			所在地	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一						
			年月日	令和四年八月一日						

青森県告示第四百五十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社エコー	名称	介護予防・日常生活支援事業者		株式会社エコー	十和田市東一番町六の五一	通所型サービス	介護予防・日常生活支援の種類	介護予防・日常生活支援事業所		令和四年八月一日
		主たる事務所の所在地	名 称					所在地	年月日	
		十和田市東一番町六の五一	名 称	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一						
			名 称	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一						
			所在地	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一						
			年月日	令和四年八月一日						

青森県告示第四百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

訪問看護ステーションいしずえ五所川原	名称	介護予防・日常生活支援事業者		訪問看護ステーションいしずえ五所川原	五所川原市栄町三四の六	通所型サービス	介護予防・日常生活支援の種類	介護予防・日常生活支援事業所		令和四年八月一日
		主たる事務所の所在地	名 称					所在地	年月日	
		五所川原市栄町三四の六	名 称	五所川原市栄町三四の六						
			名 称	五所川原市栄町三四の六						
			所在地	五所川原市栄町三四の六						
			年月日	令和四年八月一日						

青森県告示第四百五十二号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第四十一条第一項の規定により公示する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

住宅確保要配慮者居住支援法人		支援業務を行う事務所の所在地	指定期日
名称	住所		
ビジョナリー・アンド・カンパニー株式会社	弘前市大字外崎四丁目四の三四	弘前市大字土手町二一の一〇	令和四・七・三

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）
一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積		

一 三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三三二の畑 四、七三八のうち三、〇〇〇

- 二 申請に係る農地の利用の現況 耕作の事業に従事する者が不在である。
- 三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和四年二月	一年	二六、七〇〇円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年八月十五日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。



令和四年八月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 草野工業株式会社
- 二 代表者の氏名 草野直光
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町緑ヶ丘四丁目五〇の一八四七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第五〇〇六三六号
- 五 取消年月日 令和四年七月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
前記建設業者が不正の手段により建設業法第三条第一項の許可を受けたことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第七号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円